



大津市公報

平成 26 年 4 月 9 日
号外 (第 31 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

監査委員告示

6	定期監査の結果に関する報告について.....	1
7	随時監査の結果に関する報告について.....	2
8	財政的援助団体等に対する監査の結果に関する報告について.....	5
9	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表について.....	8

監査委員告示

大津市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき執行した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年4月9日

大津市監査委員	村	鳶	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	中	野	治	郎
同	船	本		力

1 監査の期間

平成25年12月1日から平成26年3月31日まで

2 監査執行対象機関名及び監査執行年月日

総務部ほか6部局（別表のとおり）

3 監査の結果

福祉子ども部

ふれあいプラザ貸館事業について（福祉政策課）

ふれあいプラザは、市民福祉の増進及び市民の交流の促進を目的として、指定管理者の下で運営されており、福祉に関する情報提供のほか、交流の場としてホールや会議室等の貸館事業を行い、市民の利用に供されているところである。

ふれあいプラザ条例に定める減免の規定では、「市長が特別の理由があると認めるとき」として、別途内規において、その理由の一つに「本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき」と定め、全額免除することとされている。

平成24年度において、この規定の適用を受けたものは274件で、施設使用許可申請件数の約10.8%を占めているが、執行機関における会議室としての利用や減免規定の適用については、施設の設置主旨に照らして検討する必要があるものと考えられる。

補助事業の執行における指導の徹底について（子育て総合支援センター）

ほっこりひろば運営事業補助金は、地域ぐるみでの子育てを支援するため、未就学児を持つ家族に交流の場を提供するなどの諸事業を実施する団体に対して交付されており、地域の子育て支援に大きな役割を果たしている。

しかし、当補助金の交付が、事業の大半が終わった時点で実施されていることから、一時的に運営資金の不足が見受けられた。

このため、計画的な事業執行と費用の収支見通しを踏まえた、補助金の申請時期など、事業の円滑な運営と執行について、交付先への適切な指導の徹底を図りたい。

補助事業の適正な管理について（障害福祉課）

団体及び団体の実施する事業運営に対する補助金については、市が担う課題や行政目的を効果的かつ効率的に達成する手段の一つとして、重要な役割を果たしているところであって、運営に当たっても補助金等交付規則に定めるほか、その公平性、透明性を図るため、基本的事項を規定した補助制度適正化基本方針、基準等の細目を定めた交付要綱等により、事務処理の適正化に努められているところである。

事務処理に当たっては、補助事業の完了の後、実績報告書の提出を受けることによって、補助金の額

を確定することになるが、一部の事業補助については、交付要綱の規定により収支決算見込書をもって確定としている事例がみられた。

補助事業の実績確認には、事業の決算書を確認することが不可欠であることから、補助事業に係る関係書類の点検についても意を尽くしていただきたい。

なお、この件については、平成22年度包括外部監査人からも意見が示されている。

別表

監査執行対象機関名及び監査執行年月日

監査執行対象機関名	監査執行年月日
総務部	
危機・防災対策課	平成26年 1 月20日
財政課	平成26年 1 月20日
管財課	平成26年 1 月20日
契約検査課	平成26年 1 月20日
納税課	平成26年 1 月24日
債権管理室	平成26年 1 月24日
福祉子ども部	
福祉政策課(幼保連携推進室)	平成26年 2 月 7 日
ふれあいセンター	平成26年 2 月 7 日
児童館	平成26年 2 月 7 日
子育て総合支援センター	平成26年 2 月 7 日
福祉指導監査課	平成26年 2 月 7 日
障害福祉課	平成26年 2 月 7 日
やまびこ総合支援センター	平成26年 2 月 7 日
北部子ども療育センター	平成26年 2 月 7 日
東部子ども療育センター	平成26年 2 月 7 日
産業観光部	
観光振興課	平成25年12月 2 日
農林水産課(鳥獣害対策室)	平成25年12月 2 日
田園づくり振興課	平成25年12月 2 日
環境部	
廃棄物減量推進課	平成26年 3 月 7 日
リサイクルセンター木戸	平成26年 3 月 7 日
産業廃棄物対策課	平成26年 3 月 7 日
環境美化センター	平成26年 3 月 7 日
衛生プラント	平成26年 3 月 7 日
建設部	
広域事業調整課	平成25年12月20日
建築課	平成25年12月20日
河川課(堅田内湖対策室)	平成25年12月20日
教育委員会(教育機関)	
生涯学習センター(女性会館、文化情報センター、視聴覚ライブラリー)	平成26年 2 月21日
科学館	平成26年 2 月21日
歴史博物館	平成26年 2 月21日
農業委員会事務局	平成25年12月 2 日

大津市監査委員告示第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定に基づき執行した随時監査(工事監査)の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 4 月 9 日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘

同 重 森 昭 彦
 同 中 野 治 郎
 同 船 本 力

1 監査の期間

平成25年12月1日から平成26年3月31日まで

2 監査の対象及び監査執行年月日

工事 35件 (別表 1 のとおり)

委託 12件 (別表 2 のとおり)

3 監査の結果

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、工事の施工状況についてもおおむね適正かつ経済的に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示などを求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出を受け、その内容を確認した。

今後は、以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

大津市公共施設白書 (平成24年6月) において、本市が保有する公共建築物の4割以上が建設後30年を経過しており、今後、ますますその継続的な運営管理に多額の費用を伴うことが明らかにされた。既に、今年度、本市で発注された工事及び委託業務の大半は、当該施設の改築更新や維持管理を行うものとなっている。

とりわけ、今回、監査対象とした教育施設、環境施設、市民・文化施設などについては、その現状や課題について詳細な調査・点検・分析を行い、施設管理方針や管理運営計画を定めた上で、事故の発生や後年度に過大な負担を招かぬように、計画的かつ安定的な管理を行い、その執行体制の整備に努められたい。

風水害などの災害発生時の迅速な対応と執行体制の強化について

風水害などが発生した緊急時に迅速かつ適正に復旧工事に当たるべく平成25年7月に改正された「大津市緊急工事等事務処理要領」や緊急工事手続フローを活用することによって、今般の梅雨時期の土砂災害や台風18号の災害などの復旧工事を早期着工することができ、速やかにかつ円滑に災害対策事業が進められることとなった。

今後は、それらの取組の実態や課題の把握に努め、災害復旧対応の仕組みの更なる改善を図るとともに、執行体制の整備や強化などにも積極的に取り組まれたい。

工事発注などに係る不祥事の未然防止について

本件については、職員の公正な倫理意識の高揚によるところが大きいところであるが、そういった過ちに至らないように、予算計上や設計、見積書の徴取段階から、決裁処理の遵守や積算チェックリストの活用などを行い、工事発注の一連の流れの中で、複数職員のチェック管理体制で工事発注を行うなど、未然防止策をそれぞれの部局の実情に合わせて検討し、全庁的に取り組む必要がある。

別表 1 (工事)

	所管部課名	契約番号	工 事 名	監査執行年月日
	総務部			
1	管財課	2013 001566	庁舎新館 1 階ハローワーク相談室設置工事	平成26年 2 月26日
2	"	2013 000428	庁舎本館 2 階秘書課執務室改修工事	平成26年 2 月26日
	市民部			
3	文化・青少年課	2013 000704	大津市立市民文化会館エレベーター修繕	平成26年 2 月26日
4	消費生活センター	2013 001885	大津市消費生活センター改修工事	平成26年 2 月26日
	福祉子ども部			
5	福祉政策課	2013 000952	皇子が丘児童館内装補修工事	平成26年 2 月26日
6	"	2013 000075	中ふれあいセンター 2 階会議室空調機改修工事	平成26年 2 月26日
	健康保険部			
7	健康長寿課	2013 001509	南老人福祉センター高圧機器・ケーブル更新工事	平成26年 2 月27日
	環境部			
8	環境美化センター	2013 001150	大田廃棄物最終処分場遠心脱水機修繕	平成26年 2 月26日
9	"	2013 001068	南部不燃物処分地薬品タンク塗装修繕	平成26年 2 月26日
10	衛生プラント	2013 002354	志賀衛生プラント脱臭設備配管他補修工事	平成26年 2 月26日

	都市計画部				
11	大津駅西地区 区画整理事務所	2013	001077	管渠築造工事（都市計画道路 3 . 5 . 105号 春日町線ほか）	平成26年 1 月30日、 31日
12	”	2013	002009	宅地整備工事（大津駅西地区第 3 街区）	平成26年 1 月30日、 31日
13	”	2013	001473	道路改良工事（大津駅西地区 8 - 1 号線ほか）	平成26年 1 月30日、 31日
14	”	2013	001839	道路舗装工事（大津駅西地区）	平成26年 1 月30日、 31日
15	公園緑地課	2013	000545	皇子山総合運動公園陸上競技場改修工事	平成26年 1 月30日、 31日
16	建築指導課生活道 路整備推進室	2013	000994	生活道路拡幅整備工事（市道中4228号線）	平成26年 2 月27日
17	”	2013	001829	生活道路拡幅整備工事（市道南0243号線）	平成26年 2 月27日
	建設部				
18	道路建設課	2013	000998	道路改良工事（市道幹1052号線）	平成26年 1 月30日、 31日
19	”	2013	001926	道路舗装工事（市道幹1066号線）	平成26年 1 月30日、 31日
20	”	2013	001143	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事	平成26年 2 月27日
21	”	2013	001178	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 2	平成26年 2 月27日
22	”	2013	001259	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 3	平成26年 2 月27日
23	”	2013	001377	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 4	平成26年 2 月27日
24	”	2013	002077	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 5	平成26年 2 月27日
25	”	2013	002135	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 6	平成26年 2 月27日
26	”	2013	002374	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 7	平成26年 2 月27日
27	”	2013	002344	道路改良工事（市道幹1033号線）に伴う附帯 工事その 8	平成26年 2 月27日
	市民病院事務局				
28	病院総務課	2013	000076	管理棟更衣室パーテーション改修	平成26年 2 月26日
29	”	2013	000061	第 1 駐車場地下改修	平成26年 2 月26日
30	”	2013	000133	大津市民病院電算室空調機改修工事【緊急工 事】	平成26年 2 月26日
31	”	2013	000111	病院誘導看板サイン設置	平成26年 2 月26日
	教育委員会 （教育機関）				
32	北部地域文化セン ター	2013	001605	大津市北部地域文化センター児童館屋上防水 工事	平成26年 2 月27日
33	和邇文化センター	2013	001825	和邇文化センターホール建具修繕	平成26年 2 月27日
34	図書館 （事務局）	2013	001402	大津市立図書館便所及びその他工事	平成26年 2 月27日
35	文化財保護課	2013	001561	皇子山古墳災害復旧工事	平成26年 2 月27日

別表 2（委託）

所管部課名	契約番号	委託業務名	監査執行年月日
-------	------	-------	---------

1	市民部 自治協働課	2013 001280	平野市民センター移転改築計画策定業務委託	平成26年 2 月 6 日
2	福祉子ども部 児童クラブ課	2013 001134	中央児童クラブ配置検討業務委託	平成26年 2 月 6 日
3	産業観光部 農林水産課	2013 002100	林道災害復旧事業に伴う測量設計業務委託 (鎌倉谷線)	平成26年 2 月 6 日
4	都市計画部 市街地整備課	2013 000679	膳所駅北駅前広場詳細設計業務委託	平成26年 2 月 6 日
5	建設部 道路管理課	2013 001053	橋梁点検業務委託その 2	平成26年 2 月 6 日
6	"	2013 001545	橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託	平成26年 2 月 6 日
7	教育委員会事務局 教育総務課	2013 000733	堅田中学校グラウンド排水路設計業務委託	平成26年 2 月 6 日
8	"	2013 002057	堅田中学校敷地平面修正測量業務委託	平成26年 2 月 6 日
9	"	2013 001954	堅田中学校外壁改修工事設計業務委託	平成26年 2 月 6 日
10	"	2013 000412	大津市生涯学習センター進入路ほか整備工事に係る測量業務委託	平成26年 2 月 6 日
11	"	2013 000554	大津市生涯学習センター進入路ほか整備工事実施設計業務委託	平成26年 2 月 6 日
12	"	2013 002255	大津市生涯学習センター駐車場有料化に伴う進入路基本設計業務委託	平成26年 2 月 6 日

大津市監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 7 項の規定に基づき執行した財政的援助団体等に対する監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成26年 4 月 9 日

大津市監査委員 村 鳶 由 弘
同 重 森 昭 彦
同 中 野 治 郎
同 船 本 力

第 1 監査の対象

1 実地監査

- 私立学校振興助成金 総務部総務課
- 防犯協会補助金 市民部自治協働課
- 保育協議会研修補助金 福祉子ども部保育課
- 公衆浴場経営安定化対策費補助金 健康保険部保健所衛生課
- 公衆浴場利用確保事業補助金 健康保険部保健所衛生課
- 公衆浴場設備改善費補助金 健康保険部保健所衛生課
- 社会教育関係団体推進事業補助金 教育委員会事務局生涯学習課

第 2 監査の期間

平成25年12月 2 日から平成26年 1 月17日まで

第 3 監査の方法

本監査は、平成24年度及び平成25年度における補助事業から抽出した上記事業について、当該事業の執行が、市補助金等交付規則又は各補助金交付要綱等の規定に従い適正に処理されているか、あらかじめ提出を求めた監査資料、関係資料及び実績報告書、さらには、補助対象団体から提出を求めた関係帳票等により監査を執行した。

第 4 監査の結果

1 私立学校振興助成金

監査執行年月日 平成26年 1 月17日

補助金交付の目的

私立学校等に通学する生徒 1 人当たりの経費の一部を助成することにより、私立学校等の教育環境の

整備を図るとともに、通学児童生徒の健全な育成・発展に資することを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 滋賀朝鮮学園ほか3件

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 2,670,800円

平成25年度 2,639,050円(予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

私立学校振興助成の適正化について

この制度は、学校教育の一翼を担う私立学校における教育環境の整備を図ることにより、教育活動の充実と教育水準の向上とともに児童生徒の健全な育成に寄与することを目的として、助成金を交付するものである。

助成金については、予算の範囲内において定められた補助単価(滋賀朝鮮学園については県補助金の1/2)をもとに、市内在住児童生徒数に応じた額を交付しているが、助成金の使途や、学校経営全体における助成金の効果等について精査する必要がある。

なお、助成金については、「大津市補助制度適正化基本方針」の主旨にのっとり、対象経費、助成金額算定の方法等について明確にした交付基準を今年度に策定され、平成26年度からの施行が予定される場所であるが、今後も交付目的の明確化や効果の把握等、必要性や有効性について検討されるとともに、実績報告の確認においては、領収書等の証憑書類との検証により、更なる適正化に努められたい。

2 防犯協会補助金

監査執行年月日 平成26年1月17日

補助金交付の目的

市民が安心して暮らせる犯罪のない明るい住みよいまちづくりを推進するため、市民の防犯意識の高揚を図り、犯罪の未然防止に努めている大津市防犯協会に対し、その活動を継続的に行えるようにすることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 大津市防犯協会

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 4,663,355円

平成25年度 4,663,355円(予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

補助執行事務の明確化について

市防犯協会は、防犯意識の高揚、犯罪の未然防止等を目指して、研修会の開催や防犯意識の普及啓発など幅広い活動を通して、市民が安心して暮らせる犯罪のない住みよいまちづくりに貢献されている。

一方で当協会は、事業活動の一環として、学区地域安全連絡会が実施する「地域安全の日」、「地域安全ニュースの作成」などの啓発活動を対象とした、間接補助事業として1学区3万円を上限額として助成金を交付している。

当該助成事業の運用において、複数学区を一団体とみなして一括助成の対象としている事例が見られた。このことにより、事業効果を上げることを意図されていることは理解できるが、各学区における実績額が、助成限度額を下回る一方で超える学区もあることから、各学区間で流用を認める結果となっている。

については、助成事業のあり方の検討を含めて交付要領の適切な運用に努められたい。

なお、地域安全連絡会の実施する事業と、市が直接補助対象としている自主防犯推進協議会などの「安全なまちづくりに関する自主的な活動を行う団体」の行う事業との間における事務処理については、明確な区分により適正に処理されるよう指導されたい。

3 保育協議会研修補助金

監査執行年月日 平成26年1月17日

補助金交付の目的

大津市保育協議会が実施する研修、研究事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、保育内容の充実及び保育所職員の資質の向上を図ることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 大津市保育協議会

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 300,000円

平成25年度 300,000円(予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されていた。

4 公衆浴場経営安定化対策費補助金

監査執行年月日 平成26年1月17日

補助金交付の目的

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、一般公衆浴場の経営安定等を図ることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 びわ湖湯ほか13件

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 5,600,000円

平成25年度 5,600,000円(予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されていた。

5 公衆浴場利用確保事業補助金

監査執行年月日 平成26年1月17日

補助金交付の目的

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、一般公衆浴場の経営安定等を図るため、本市と滋賀県公衆浴場業環境衛生同業組合大津支部との間に交換した覚書に基づき、同支部が実施する事業に対し補助金を交付することにより、地域住民の利用機会の確保に努めることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 滋賀県公衆浴場業生活衛生同業組合大津支部

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 5,257,000円

平成25年度 4,760,000円(予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されていた。

6 公衆浴場設備改善費補助金

監査執行年月日 平成26年1月17日

補助金交付の目的

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づき、公衆浴場における設備改善を促進することによって衛生水準の確保を図るとともに、浴場業の経営安定により、地域住民の保健衛生の確保を図ることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 福井湯ほか2件

平成25年度 -

補助金交付額

平成24年度 1,919,000円

平成25年度 -

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されていた。

7 社会教育関係団体推進事業補助金

監査執行年月日 平成26年 1月17日

補助金交付の目的

青少年の健全育成の推進と社会教育活動の振興を目的として設立され、地域住民等で構成する市内の社会教育関係団体の組織の充実を図り、その活動の推進等、同団体の育成を図ることを目的とする。

補助対象団体

平成24年度 大津市 P T A 連合会ほか 6 件

平成25年度 同上

補助金交付額

平成24年度 1,352,000円

平成25年度 1,312,000円 (予定)

監査の結果

事務の執行に当たっては、おおむね適正に執行されているものの、次の事項について改善・検討を要すると認められた。

補助金交付事務の適正化について

社会教育関係団体が実施する青少年健全育成事業及び社会教育活動事業に対して、その推進と振興に併せて団体の育成を図ることを目的として、補助金が交付されている。

しかし、社会教育関係団体に対して補助金を交付しようとする場合には、社会教育委員の会議の意見を聴かなければならない(社会教育法第13条)とされているが、各団体から提出された事業計画書、予算書等補助金の交付に関する事項について、会議での意見の聴取は行われていない状況にある。

このようなことから、今後とも補助制度の運用に当たっては、必要性、有効性等の基本事項に照らして検討されるとともに、補助金の交付に際しても法令にのっとり、適正な補助金交付事務が執られるよう努められたい。

大津市監査委員告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、市長等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成26年 4 月 9 日

大津市監査委員	村	鳶	由	弘
同	重	森	昭	彦
同	中	野	治	郎
同	船	本		力

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

【定期監査】

1 監査執行対象機関名 総務部コンプライアンス推進室

監査執行日 平成25年 4 月 1 日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成26年 3 月20日

監査の結果

補助金交付事務の適正な執行について

補助金交付に係る事務については、昨年度策定された大津市補助制度適正化基本方針(以下「方針」という。)に基づき、補助金交付要綱や交付基準の策定あるいは見直し、チェック機能の強化等、各執行課において鋭意取り組まれているところであるが、下記のとおり、一部において不適切な事務処理が見受けられた。

当該事務については、公平性、透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、改めて補助金交付を行う全ての所属において検証を行い、方針等に基づく適正な執行に努められたい。

補助対象と認めがたい事業等への交付

交付確定時添付の決算資料等の点検不足

補助金の適正と認めがたい執行

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

補助金交付に係る事務につきましては、その公平性、透明性を高め、市民に対する説明責任を果たすため、市全体の基本方針などを示した「大津市補助制度適正化基本方針」を平成24年12月に作成しており、

現在、この基本方針に基づき、補助基準の作成及び補助要綱の見直しを進めるとともに、当該基準及び要綱の公表に向けて取り組むなど、その適正化に取り組んでおります。

なお、今回、不適切な事務処理が見受けられたとの御指摘があった補助金の交付事務の状況を所管課に確認いたしましたところ、監査の結果及び補助制度適正化基本方針に基づき、補助基準の作成又は補助要綱の改正により、補助対象事業者及び補助対象経費を明確にすること、補助事業の実績報告書に添付される決算書と領収書等の明細が整合しているかチェックを徹底すること、事業の進捗状況を確認するなどして、補助金は適切な時期にその用途に応じて執行するとともに、必要に応じて次期繰越の手续もすること、及び補助事業等の内容の変更等をする場合にあっては、市長の承認を受けるべきことを徹底させること、並びに市民スポーツ課において御指摘を受けた少年水泳教室に対する補助事業については、補助のあり方を見直し、平成26年度をもって補助事業を廃止し、平成27年度以降の事業のあり方について協議検討を進めることとするなど、是正に向けた取組が図られたものと考えます。

今後も、補助制度適正化基本方針に基づき、補助金交付事務の適正な執行が図られるよう、機会を捉えて、所管課に対して継続的に周知徹底を図ってまいります。

2 監査執行対象機関名 都市計画部都市再生課

監査執行日 平成25年11月15日

監査結果報告日 平成26年3月20日

監査の結果

旧大津公会堂における指定管理等について

旧大津公会堂については、2、3階のホールと会議室は、指定管理者への委託により貸館として、また、1階、地下1階及び付属の駐車場は、賃貸等により商業施設として、管理運営されているが、下記のような事例が見られたことから、適切な事務執行に当たられたい。

貸館事業については、毎月、毎期、年次ごとに、事業の実施状況等を記した事業報告書等が提出されているが、当該報告書等と添付書類の照合が不十分である。

商業施設専用の駐車場は、行政財産の使用許可としているが、進入路を含めた駐車スペース全体を対象面積とすべきと考えられる。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

貸館事業に関して提出を求めている事業報告書等については、指定管理者に対して正確な作成を期するよう指導するとともに、今後は、当課における報告書等と添付書類の照合を複数で行う等、チェック体制を見直してまいります。

行政財産使用許可の対象面積については、駐車スペースの一部が当課の所管する倉庫の備品搬出スペースとなっていることから、その取扱いについて検討するとともに、平成27年度から実施できるよう今後の手続について許可対象者と協議を進めてまいります。

3 監査執行対象機関名 企業局下水道計画管理課

監査執行日 平成25年7月3日

監査結果報告日 平成26年3月20日

監査の結果

公共下水道受益者負担金の一括納付報奨金制度について

公共下水道受益者負担金に係る一括納付報奨金については、今日まで収納率の向上に寄与されてきたものと考えられる。

この制度には長年にわたる経緯も認められるが、今日における市中金利の実勢等も勘案の上、交付率の妥当性等、そのあり方について検討していただきたい。

過去の同旨指摘に対して、既に適用を受けた受益者との均衡を失って公平性を欠き、分割納付による諸経費の負担増を事由として、現行制度を継続するとの報告を受けているが、制度の意義を認めつつも、納期前納付に係る月数に関係なく、3年一括の納付に対して納付総額の14%（2年一括納付で8%）と定めることに、合理的な理由が見出せないものと思われることから、改めて根本的な検討を求めるものである。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市では、一括納付報奨金制度を昭和41年度の受益者負担金制度創設時から「大津都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（現 大津市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程）」で定め適用しています。

この制度は、下水道事業財源の早期確保及び下水道事業の早期整備に寄与するものであり、大幅な事務の省力化に繋がることから多くの自治体でも採用されています。

しかしながら、制度創設から50年近くが経過し、その間の社会情勢や下水道を取り巻く環境も大きく変

遷いたしました。

とりわけ、大津市の下水道普及率は約98%となり、下水道に対する理解や受益者負担金の納付に対する意識も向上してまいりました。

現在の報奨金制度には、3年一括報奨金の交付率が14%と高率であることや、全期を一括で納めることができる人と分割でしか納められない受益者がいることなどの課題があります。

これらのことを踏まえ、報奨金制度の目的が一定達成されていることや負担の公平性の確保及び行財政改革の推進等の観点から、報奨金制度を廃止いたします。

なお、廃止時期につきましては、平成25年度に整備した区域（平成26年度賦課予定）は報奨金制度の説明が既に終わっていること、また、制度廃止に伴う一定の周知期間やシステム改修に時間を要することから、平成27年4月1日といたします。

4 監査執行対象機関名 教育委員会事務局教育総務課

監査執行日 平成25年9月20日

監査結果報告日 平成26年2月28日

監査の結果

学校等教育機関における公金・準公金の取扱い等について

ア) 小・中学校及び幼稚園における公金・準公金の取扱いについては、適正な事務処理への改善を求めてきたところである。市及び教育委員会においても、「準公金事務処理要領」及び「学校徴収金の取扱いに関する要項」（以下「要領等」という。）を制定し、これに準拠した処理を指導されるなど、事務処理の統一化に努められてきた。

しかし、一部の学校、園において、出納記録等の証憑類の作成に不備が見られるなど、事務処理や管理に問題が見受けられたことから、要領等の定め^{ひょう}に準じた取扱い、管理方法の周知徹底を図られたい。

イ) 学校、園の備品や図書等は、適正な管理の下、実態を正しく把握することが求められている。

しかしながら、台帳との照合確認が不十分なため、現物との相違が見られたことから、学校、園に対し、備品等の適正な管理に向け指導されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

平成26年2月18日に開催された校園長会において、「小・中学校及び幼稚園における公金・準公金並びに備品の取扱い等の徹底について（通知）」を配付し、法令や決められたルールにのっとりた事務執行を行うように指導を行いました。

また、次年度以降、学校における公金・準公金の取扱い状況や備品等の管理状況について、教育総務課を中心に関係課と合同で執行状況の確認を行うこととします。（11校/年）

5 監査執行対象機関名 教育委員会事務局学校保健体育課

監査執行日 平成25年9月20日

監査結果報告日 平成26年2月28日

監査の結果

学校給食費の公会計への移行について

学校給食法に基づき、教育の一環として実施されている学校給食に関しては、献立調整、物資選定等の業務については学校給食会が、一方、保護者が負担する給食費の徴収及び食材費用等の支払などの出納管理については、各学校長が担うという私会計方式の下で実施されてきた。

しかしながら、徴収、支払等の事務に関しては「学校給食費徴収事務マニュアル」に示されているが、未収金の管理等の業務が煩雑化していることから、教職員の事務負担の軽減と事務の統一を図るため、調達、出納等の学校給食事務を公会計において一元管理することとされた。現在、平成27年度の実施を目指して諸準備が進められているが、徴収金の管理、関係例規の整備等円滑な移行に向けて事務に遺漏のないよう適切に対応されたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

学校給食費の公会計化への移行については、平成27年度の実施に向け、給食費徴収事務のシステム化や給食食材の調達事務等、学校給食に関する事務の調整について鋭意取り組んでまいります。

6 監査執行対象機関名 消防局消防総務課

監査執行日 平成25年8月28日

監査結果報告日 平成26年3月20日

監査の結果

消防団の充実・強化について

消防団は、「自らの地域は自らが守る」という郷土愛護の理念の下で、日頃の各種訓練に加えて、市民生活の安心、安全の確保を目指し、自主防災組織との連携による防災意識の普及啓発を始め、地域に密着

した活動を展開されており、災害時には地域防災の中核として、常備消防機関、自衛消防組織等とともに、防災活動に努められている。

本市では、条例定数1,313人のところ1,268人の団員が活動に従事されているが、近時の台風、豪雨などの風水害、大規模地震等の発生をみると、市民の消防団に対する期待はますます高まっていることから、今後とも組織の活性化と充実強化に向けて取り組んでいただきたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市消防団員の条例上の定数の1,313人に、平成25年4月1日現在の現員数は実数が1,268人となっており、45人満たないものの、消防団の整備指針に基づき各地域人口及び地形等の状況から算定した条例上の定数と現員数との比である充足率は、96%となっており、全国平均を上回るものであります。しかし、現実としては、消防団員の確保に苦慮されている消防分団もあり、このことが、条例上の定数の内訳を消防分団ごとに定めていることもあって、全体として条例上の定数に満たないという大きな原因となっています。

これを受けて、平成25年11月の消防分団長会議において、平成24年8月の南部豪雨災害や昨年9月の台風18号災害で地域防災力の要となる消防団員の重要性が再認識されたことを踏まえ、改めて消防団の充実強化と消防団員確保を優先するため、この消防分団ごとに定められた条例上の定数の内訳を柔軟に運用することを決定しております。

また、東日本大震災以降、消防団の充実強化が叫ばれている中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月13日に公布され、地方公共団体は、同法に基づく対応が求められており、本市においても消防団の資器材や消防団員の処遇等を含めた更なる充実強化に努めてまいります。

【随時監査(工事監査)】

1 監査執行対象機関名 総務部公共施設マネジメント推進室

監査の期間 平成25年4月1日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成26年3月20日

監査の結果

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

本市が保有する公共施設は、高度経済成長期からバブル期にかけて建設してきた施設が多く、今後、ますます、その継続的な運営管理に多額の費用を伴うことが、大津市公共施設白書(平成24年6月)で詳細に明らかにされた。既に、近年、本市で発注されている工事及び委託業務の大半は、当該施設の改築更新や維持管理を行うものとなっている。

以上のことを踏まえ、本年4月新たに設置された公共施設マネジメント推進室を中心に、教育施設、環境施設、市民・文化施設のみならず道路、公園及び上下水道などのインフラ施設に至るまでの施設の運営管理を行っている部局が横断的に協力し、より詳細に、その現状や課題について調査・分析を行った上で、施設管理方針や管理計画の策定などに取り組み、市民サービスの根幹となる公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

本市では、公共施設(建物)の老朽化などの問題について広く議論していくため、平成24年6月に本市公共施設(建物)の現状等を取りまとめた大津市公共施設白書を公表し、本格的な公共施設のあり方の検討を開始しました。

現在は、平成25年1月に設置した市長の附属機関である大津市公共施設マネジメント推進委員会からの意見を参考にするなどして、平成25年度末までに公共施設(建物)に係る将来コストの縮減目標や全庁横断的な公共施設マネジメントを推進するための考え方などをまとめた大津市公共施設マネジメント基本方針(以下「基本方針」という。)を策定することを目指して作業を進めているところです。

平成26年度からは、基本方針を基に、公共施設(建物)の将来配置案の作成などの公共施設機能適正化の取組や公共施設マネジメントを行うための新たな仕組みづくり、公共施設に関する情報の一元化(システム構築)などの検討を進める予定です。

なお、道路等のインフラ資産についても、将来コストの把握等を行う必要があるため、各インフラ担当部局と情報を共有していきたいと考えています。

本市が管理する大津市道のうち、橋梁については、向こう50年間に及ぶ長寿命化修繕計画の策定と維持管理コストの算定を終えたところであり、平成26年度から計画に基づく補修に着手し、安全性の確保と総コストの縮減に努めていくものであります。また、橋梁を除いた道路についても、平成25年度に実施した道路ストック点検により把握できた現況を踏まえ、平成26年度から、中長期的視点に立ったコスト管理を行いつつ、的確な維持管理・更新等に着手していくものです。さらに、老朽化の進む道路等インフラの状況や長く使い続けるための修繕・更新等の重要性に加え、その具体的な進め方について、市民理解が得ら

れるよう積極的な周知に努めてまいります。

また、公園施設については、平成23年度からトイレ等の附属建物が設置されている比較的大きな公園施設の長寿命化計画を策定し、その後も、引き続き他の公園施設の長寿命化計画の策定に取り組んでおり、今後ともこれを基に順次施設の改築・更新を行っていき、適切な維持管理に努めてまいります。

2 監査執行対象機関名 総務部契約検査課、市民病院事務局経理課、教育委員会事務局教育総務課

監査の期間 平成25年4月1日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成26年3月20日

監査の結果

工事等の執行について

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、工事の施工状況についてもおおむね適正かつ経済的に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示などを求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出を受け、その内容を全て確認した。

今後は、これまで継続的に指摘してきた以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。
ア) 災害復旧工事等の迅速かつ適正な施行について (総務部契約検査課)

昨年の夏期に発生した大津市南部豪雨災害への対応を教訓として、風水害などが発生した緊急時に、より迅速かつ適正に復旧工事にあたるべく速やかに改正された「大津市緊急工事等事務処理要領(平成25年7月)」や新たに整備された緊急工事手続フローを活用し、台風18号の災害復旧や今後発生する災害への対応などに取り組まれたい。

イ) 小額工事(委託)の適正かつ経済的な執行について (総務部契約検査課、市民病院事務局経理課、教育委員会事務局教育総務課)

本市における工事及び委託の発注件数のおよそ8割を占める小額工事(委託)の取扱いについて、事務処理フローや留意事項などを加え、更に充実された「大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドライン(平成25年7月)」を遵守、活用し、より一層、当該業務の適正かつ経済的な執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

ア) 台風18号による緊急施工は約300件ありましたが、平成25年7月に大津市緊急工事等事務処理要領を定め、周知を図ったことにより、その対応に当たっては迅速かつ適正に緊急施工図書の作成が行われております。今後も緊急時において適切に事務処理が行えるよう、引き続き同要領の周知に努めてまいります。

イ) 小額工事(委託)の発注に関しては、平成25年7月に大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドラインを改正し、事務処理フローに基づいた業務の執行を指導してきました。今後も適正かつ経済的な執行が行えるよう、引き続き周知徹底に努めてまいります。

また、同様に教育委員会においても、大津市小額工事(委託)の随意契約ガイドラインに基づき、今後とも適正な執行に努めてまいります。

なお、市民病院の取組としては、小額工事(委託)の発注方法を、特定の業者に偏らないようグループ分けと、発注ごとにグループを変えて見積照合を行うこと、年間工事予定を作成し、管理者ミーティング等で周知を図るとともに、計画的実施への協力を得ること、及び工事依頼をなるべくまとめて一体的に発注することとし、事務と経費の効率化を図ってまいります。さらに、事務手続の適正な執行を行うため、チェックシートを作成し、起案書に添付し、合議上で事務処理の確認を行うとともに、追加工事や仕様変更については経過や協議内容を記録していくこと、及び院内に評価に関する組織を設置し、その組織において、実施した工事の内容を定期的に確認することとしていきます。

3 監査執行対象機関名 企業局契約監理課

監査の期間 平成25年4月1日から同年11月30日まで

監査結果報告日 平成26年2月25日

監査の結果

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

本市が保有する公共施設は、高度経済成長期からバブル期にかけて建設してきた施設が多く、今後、ますます、その継続的な運営管理に多額の費用を伴うことが、大津市公共施設白書(平成24年6月)で詳細に明らかにされた。既に、近年、本市で発注されている工事及び委託業務の大半は、当該施設の改築更新や維持管理を行うものとなっている。

以上のことを踏まえ、本年4月新たに設置された公共施設マネジメント推進室を中心に、教育施設、環境施設、市民・文化施設のみならず道路、公園及び上下水道などのインフラ施設に至るまでの施設の運営管理を行っている部局が横断的に協力し、より詳細に、その現状や課題について調査・分析を行っ

た上で、施設管理方針や管理計画の策定などに取り組み、市民サービスの根幹となる公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備に努められたい。

工事等の執行について

監査対象とした工事及び委託業務については、発注後提出された関係図書の整備状況はおおむね良好であり、工事の施工状況についてもおおむね適正かつ経済的に執行されていた。

一部、口頭による指示及び追加資料の提示などを求めたものについては、即日あるいは後日、報告や資料提出を受け、その内容を全て確認した。

今後は、これまで継続的に指摘してきた以下の点に特に留意し、より一層の業務の改善に努められたい。

ア) 災害復旧工事等の迅速かつ適正な施行について

昨年の夏期に発生した大津市南部豪雨災害への対応を教訓として、風水害などが発生した緊急時に、より迅速かつ適正に復旧工事にあたるべく速やかに改正された「大津市緊急工事等事務処理要領（平成25年7月）」や新たに整備された緊急工事手続フローを活用し、台風18号の災害復旧や今後発生する災害への対応などに取り組まれたい。

イ) 小額工事（委託）の適正かつ経済的な執行について

本市における工事及び委託の発注件数のおよそ8割を占める小額工事（委託）の取扱いについて、事務処理フローや留意事項などを加え、更に充実された「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン（平成25年7月）」を遵守、活用し、より一層、当該業務の適正かつ経済的な執行に努められたい。

当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

公共施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備について

水道、下水道及びガスの管工事における企業局内での工事調整はもとより、占用先の道路及び河川の工事、さらにはNTTや関西電力等の地下埋設物事業者からも工事計画の情報を計画段階から入手し、同時期で工事が行えるように調整し、無駄を省き、地元負担も一時期で済むように努めています。引き続きライフラインである水道、下水道及びガス施設の計画的かつ安定的な管理と執行体制の整備に努めてまいります。

工事等の執行について

ア) 災害に伴う緊急事案の発生に関しては迅速な対応が求められることから、対象となる案件や業者の選定方法について具体的に表示するなど、遵守事項を整備した「大津市企業局緊急工事等事務処理要領（H25.8.1）」に基づき、業務を執行しています。

今後も更なる迅速かつ適正な対応について、より一層、努めてまいります。

イ) 小額工事（委託）のより適正な発注に関しては、事務処理フローを明記するなど整備した「大津市企業局小額工事（委託）の随意契約ガイドライン（H25.8.1）」及び「工事等に係る入札・契約事務等について（通知）」に準拠して行うよう通知するとともに、年度当初の入札・契約等に関する関係職員への説明会において徹底を図っているところです。

今後もより適正かつ経済的な処理が行えるよう、努めてまいります。